

コンタクトレンズ検査料について

当院は、コンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に適合している旨、
関東信越厚生局に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

診療報酬名称	点数
初 診 料	288点
外来診療料	74点
コンタクトレンズ検査料 1	200点

診 療 医 師 名：沖永 貴美子

眼科診療経験：21年

※上記についてご不明な点は2階22（眼科・耳鼻咽喉科）受付にご相談下さい。